

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第6回）
令和3年12月22日（水）

1 出席委員（8名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	藏本隆文
委員	栗尾典子	委員	坂本亮平
委員	仁科文秀	委員	東川三郎

議長 藤井義明

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名（なし）

4 事務局職員

議会事務局長 長野浩一 議事調査係長 長安剛伸

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所

第一委員会室

午前10時38分 開会

○委員長（原田てつよ）

それでは、ただいまから第6回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会します。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（藤井義明）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

本日は、去る12月14日に開催された市議会全員協議会で御意見をいただきました当委員会への調査権の付与について御協議をいただくためにお集まりいただきましたので、よろ

しくお願いいたします。

それでは、協議案件に入ります。

協議案件1，地方自治法第98条第1項及び第100条第1項による検査権及び調査権の委任についてを議題とします。

事務局より御説明をお願いします。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

去る12月14日の市議会全員協議会におきまして、農業振興施設の調査特別委員会の状況について御報告をしました折に、当委員会への調査権の付与について賛成、反対双方の御意見がありましたので、地方自治法第100条による調査権について簡単に御説明いたします。

地方自治法第100条による調査の権限は、執行機関に対する監視権限を実効的に行使するための権限でございます。調査権はあくまで議会に与えられたものでございますので、その行使主体は議会となりますので、本来本会議で調査権を発動するのが原則でございますが、権限行使の能率性などに鑑み、議会が委員会に委任して、委員会において調査権を行使できるものでございます。権限を付与された委員会は、議長を通じてその都度関係人の出頭や記録の提出を求めることができることとなります。地方自治法の98条で検査権、100条で調査権が規定されております。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

本件につきましては、12月14日の全員協議会の中で、議長より、今後の調査方法等について当委員会で議論していただくようとお話がありましたので、これについて何か御意見がありましたらお願いいたします。ございませんか。

○委員（藏本隆文）

基本的に、この前監査の結果も出ております。そういう中で、資料的なものはそこそこそろっている中で、それに対しての事実関係を把握するためには職員さんに来ていただいたりというふうなこともするのに、きちっとした手続きをするので職員さんの出席の負担も少なくなるというふうなこともありますので、この件に関してはこれでいったらいいと思います。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○委員（東川三郎）

今日のこの会議は、この百条を設置するかしないかの議論ですか。そういうことになりますと、私もこの特別委員会で監査委員の請求をいたしまして、何度も読み返しました。ほとんどこの件につきましては、取っかかりが職員の見落としといったようなところから始まった事件で、監査委員はよく内容を調べてやっとります。もうこれ以上やってもほかこれ以上のものは出ないと私は考えます。それと、議会はやっぱり市民と笠岡市のためにあるんで、JETの方に対してこれ以上引っ張っても悪いと、私はそういう気になります。一刻も早く水洗トイレを完備してあげなければいけないということになりますと、この特別委員会は早急に結論を出して、前進していくということで私はいいと思う。これ以上追及しても個人的な追及になってしまうんじゃないかと。市長のことを言っているんじゃないですよ、職員のことについて言っているんです。職員の個人的な攻撃になるような気がしてなりません。大体そういうところですよ。よろしく。もうこれは必要ない、この特別委員会で結論を出すべきだと私は思います。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○委員（大月隆司）

今のトイレの予算、今後の取扱いについてと、この中身というのは切り離して考えるべきものであると。当然予算については執行部が上げてくるものなので、議会がどうこうというものではないと。上がってくれば審査をするというのが普通の流れだということで、JETさんに迷惑をかけているのは、当然市のほうが迷惑をかけていると。ここにボールがないものを予算を執行してくださいということには議会としてはならないというのを一義的に考えると、その部分は執行部のほうでしっかりと考えてくださいという話に私はなると思っています。

それから、監査委員のこの報告書にも書いてありますけども、じゃあ職員も当然職務として与えられた権限の中で行使をしてやっていると。そういう中で、ミスがあってそれを覆い隠してということで、個人攻撃をするということではなくて、きちんとじゃあ誰がどういった形でこういうことになったのかというのを調査をして、再発防止に努める制度をきちんとつくらないと、監査委員さんも、ここにも書いてありますけども、本件が多種多様な案件の中で例外的で特異な事例であったことを願うということで、監査委員はこの件

だけしか多分調査はしてませんし、これを通じてしっかりと調査をすることによって再発防止もできるということもあると思います。中にも、予算の目的の変質というので、これについても、じゃあ誰がどのようにしたからどうだったということにはなっていない、誰がしたかよく分からないというのが監査委員の結果と。きちんと調査権を行使して事実関係を積み上げていって、本当にそうだったのか、どうだったのか、きちんとやっぱり調査はすべきだと。当然結果はこの委員会を出していくというのが私は本筋だというふうに思っています。

○委員長（原田てつよ）

ほかに意見は。

○委員（栗尾典子）

私も大月委員と同じです。一番の問題は、虚偽の理由による予算提案をしたという、その部分だというふうに思っていますので、そこを明らかにしないと私たちは議会として執行部を信用して今後審議とか決議をしていくことができないという事態に陥るということなので、最初の記載ミスっていうのは別で、虚偽のことがあったのではないかと、そのあたりをしっかりと調査するためにも百条委員会の設置が必要だと私は思います。

○委員長（原田てつよ）

ほかに意見は。

○委員（坂本亮平）

私も同様な意見です。本議会でもトイレの施工についての質問はさせていただきましたが、あくまでこれはこれまでのやり取りについての調査ということで位置づけをしておりますので、その修繕に対してのものとは切り離してしていくべきだろうというふうに思います。よって、こういった形できちんと予算執行ができるような形で、我々も議会も安心してできる形を取っていくためにも必要な手順だというふうに理解をしております。

○委員長（原田てつよ）

ほかに。

○委員（藏本隆文）

百条を設置する目的っていうものは、先ほど大月委員が言われたように、再発防止に努めるということが百条を設置するという大きな目的であります。裁判をするわけじゃないんです。調査をし、そして再発防止にも努めるというのが本来の目的であるので、そのの

調査をきちっとやりやすいように権限を設けるために百条を設置するということですので、そういうことで行っていくべきだと考えています。

○委員（大月隆司）

先ほど事務局長からも説明があったように、今の状態では情報公開条例に基づいた形でのお願いしかできないので、ほぼ黒塗りであったりとか、ないものはないと言い切ってもなかったものが出てくるような状況というのは多分出てくる。百条にすることによって、局長のさっき説明があったように、実効的に行使ができると、これに尽きると思います。職員の皆さんにじゃあ来てくださいねというのは、あくまでも自主的に来てここで説明をするだけの話になるけども、実効力があると必ず来て説明をしなければならないということになるので、市長が行くなということが多分ないとは思いますが、そういうことがあっても行かざるを得ないという状況をきちっとつくって、公式に対応すべき事案だというふうに私は思いますので、よろしくお願いします。

○委員（仁科文秀）

この調査特別委員会で本当に審議ができて、その権限があればそれが一番いいとは思いますが、現実的には限界があります。JETさんに対しては本当に申し訳ないなど、これだけ遅れて迷惑かけてるという気持ちが私にはあります。ただ、今までの調査特別委員会の中でいろいろと確認をしたことがあります。例えば議会の謝罪説明が遅れたということが、これについての理由がちょっとはっきりしない、私自身は。そういった問題であるとか、JETに負担させる60万円の根拠であるとか、そのあたりまだ非常に不明確なところが何点かある中で、笠岡市の仕事に対する取組の姿勢とか体質に何ら問題がないのかどうか、これを議会として問いただす、事実を説明してもらおうということが今必要であろうと思います。そうした中で、もしそういった仕事に対する取組の体質が常態化している、あるいは構造的な問題がある、そういったことがもしあるとしたら、それも今後再発防止という観点からは非常にポイントになる点だと思いますので、こういった百条を適用するということは、本当はないにこしたことはないんですけども、ここは中途半端にしないで確認するということは、議会として必要だろうという私の考えでございます。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、ないようですので、様々な意見をいただきました。

では、お諮りいたします。

当委員会として議長に対し調査権の委任を申し出ることについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会として調査権の委任を申し出ることといたします。

それでは、続きまして協議案件2，その他についてですが、今後の委員会の進め方等について事務局より説明事項があるようですので、事務局より説明願います。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

事務局からは以下3点につきまして御報告ないしは確認等をさせていただきたいと思っております。

まず、百条調査に伴います経費についてでございますが、百条調査の実施に際しましては調査費をあらかじめ議決しておく必要がありますので、弁護士費用あるいは通信料、そういったものなどの見込額を例えば〇〇円以内などの形で見積り、上限を定めることとされております。最近の類似事例等を参考に、また今後弁護士費用等についても見積をしてみますが、弁護士の費用それから会議録の作成費用などを推計して積算いたしましたところ、今回の場合ですと、当面年度内を期限としまして、おおむね40万円以内の見込みでございます。今後、議会最終日に当委員会への調査権委任を議会に申し出る際に併せて御報告できるよう精査してまいります。

続いて、今後の調査内容についてでございますが、必要に応じて順次参考人の招致をお願いしていきますので、これまで御提供いただいた資料類あるいは監査委員会からの事務監査報告などの内容も吟味、勘案していただき、本件に関して参考人に確認したい点、あるいは疑問点などを各委員さんのほうで整理をお願いしたいと思います。

3点目として、次回の日程でございますが、1月は臨時議会や総合計画の特別委員会等も予定されており、日程の調整がままなりません。他の日程等のほうも確認をしたところ、1月20日の木曜日、あるいは1月24日月曜日になりますが、この日は臨時議会を予定しておりますが、場合によりましては臨時議会終了後、あるいは28日の金曜日の午後、これは午前中にまた別途の委員会のほうが調整されておりますので、午後、このあたりで調整をお願いできればと思っております。よろしくお祈りをいたします。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございます。

それでは、経費の見積につきましては事務局で精査をお願いしたいと思います。

続いて、2点目の調査内容についてですが、今後の委員会の円滑な運営に資するために、これから進める調査の中で確認したい事項、疑問点がありましたら御発言を願います。

○副委員長（齋藤一信）

前回のときも、誰々ヒアリングしたのかなという意見もあったと思うんです。聞いたところによると、副市長や前任者、当時の担当者のヒアリングも行っていないようなので、監査の方が。実際問題、誰々ヒアリング、監査の方はされちゃったんですかね。

◎事務局長（長野浩一）

1月18日の事務監査の結果に関する報告の中でございますが、この中で申しますところの、例えば4ページ、農政水産課の部分でございまして、こちらについては農政水産課木南参事、それから財政の予算関係につきましては財政の藤井課長同席の上で、回答は平岡係長がしてくださっていると聞いております。

それから、一通り申します。

例えば、6ページの前段のほうでも農政水産課の担当者はというふうな記述がございまして、こちらにつきましても同様に木南参事からお話をいただいていると伺っております。

あと、12ページのほうです。12ページのちょっと中段より上のほうなんですけど、「市の契約不適合部分の修復のための予算措置の過程を見ると、プロポーザルの仕様書に誤った事実を記載したことについてさほど反省の色が見えない、いたずらに財源の選定に配慮したり、J社が自らトイレを修復することを期待したりしている旨を監査では聴取している」、このあたりは市長のほうから伺っていると聞いております。

○副委員長（齋藤一信）

ちょっともう一回、何ページですか。

◎事務局長（長野浩一）

12ページの上段のほうでございまして、「いたずらに財源の選定に配慮したり、J社が自らトイレを修復することを期待したりしている旨を監査では聴取している」。

○副委員長（齋藤一信）

これは小林市長が、いたずらに財源の選定に配慮したり、JETが自らトイレを修復することを期待しとったんですか。

◎事務局長（長野浩一）

というふうに聴取をしているとのことですよ。

それから13ページ、上から2段落目、このあたりは文書の開示、開示しないについてですが、総務課の塚本課長からの説明と聞いております。ですから、この報告書の作成に当たりましては、意見聴取をしたのが市長それから財政課の藤井財政課長、平岡係長、農政水産課の中山課長、それから木南参事、それから総務課の塚本課長、以上の関係者の方から意見聴取をしているというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

それでは、今の事務局の説明も含めて、今後の進めることについて疑問点、進めたい事項がありましたら。

○副委員長（齋藤一信）

聞きたいことでいいんですか、委員長。

○委員長（原田てつよ）

はい。聞きたいというか、相手も決めないといけない。

○副委員長（齋藤一信）

調査したいこともいいんですか。

○委員長（原田てつよ）

はい、調査の内容によって人が決まってくる。

○委員（大月隆司）

時間が欲しい。ちょっと整理せんと。

○委員（藏本隆文）

日にちを決めてしたら。

○委員長（原田てつよ）

でも、今日までに持ってきてくださいという連絡があったと思いますが。

○委員（大月隆司）

そこまで細かくという思いじゃなかったけえ。

○委員長（原田てつよ）

見てないのですか。もう少し時間空けてもう一回委員会開きますか。そのほうが皆さんいいですか。

◎事務局長（長野浩一）

委員会を開くのが1月の20日なので、例えばメールでいただければよいのですが。

○委員長（原田てつよ）

メールで意見を。

◎事務局長（長野浩一）

メールで事務局にいただければ、こっちで整理をします。

○委員長（原田てつよ）

そうですね、それで次の委員会までに集まったら皆さんに発信しますか。ということでもよろしいですか。メールで皆さん意見を事務局のほうへ言っていただいて、それをまとめたものを事務局のほうからもう一回皆さんに返すような、こういう内容というのをまとめて返していただければ、そういう形にしたいと思いますが。でも、メールをいただく日程が事務局的に大丈夫ですか。

◎事務局長（長野浩一）

そうなりますと、次の日程の調整の関係もあるので、まず委員会の日程のほうを決めていただいて。

○委員長（原田てつよ）

そうしたら、メールの日程より先に次の委員会の日程について決めたいと思います。次の日程調整、さっき説明、事務局のほうからいただいた、3日ありましたかね。皆さん分かりますか。もう一度局長、お願いします。

◎事務局長（長野浩一）

今の別の委員会との日程等と見まして、1月20日の木曜日、それから1月24日に臨時議会がございますが、その臨時議会の終了後、それから1月28日の金曜日が午前中において、かおり委員会を予定されておりますので、午後あたりでいかななものかと思っております。ただし、1月24日の臨時議会終了後は、たしか午後まちづくり関係の検討委員会がありますので、24日はあまり十分に時間が取れないかもしれませんが、どうがよろしいでしょうか。

○副委員長（齋藤一信）

20の午前中なら午後、視察の受入れですよ。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたしました。すみません、視察については中止になっています。

○副委員長（齋藤一信）

そうなんですか。

○委員長（原田てつよ）

そうしたら、20日の木曜日が一応候補的にいいのかなと思うんですけど、皆さん大丈夫ですか。そうしたら、20日の木曜日9時半から、大丈夫ですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

そうしたら、次回の日程についてはそのようにさせていただきたいと思います。もう皆さん連絡しませんね。

○委員（栗尾典子）

ちょっと教えてください。

この百条委員会を議長に申し出るに当たり、さっき言われた具体的な内容、これだけのことを調査するんですよというのを決めなくても、この大枠でもって申請をして、百条を設置ということは可能なんですか。それでいいということなんですか。

◎事務局長（長野浩一）

失礼いたします。

既にこの委員会は調査特別委員会という名称で既に設置されたものでございます。その際に設置目的というものも明確になっておりますので、今御議論をいただいている内容です。ですから、それに付与をするということですので、事務的にはもう十分それでよろしいのではないかなと思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。そしたら、一応20日の木曜日9時半ということで、その前までに皆さん、個々の意見を事務局に発信してもらわないといけないので。

◎事務局長（長野浩一）

20日が委員会ということだと、例えば11日ぐらいにいただければ。

○委員長（原田てつよ）

一回返さんといけん。11日で大丈夫ですか。ちょっと年末年始を挟むんで、11日。

◎事務局長（長野浩一）

11日ぐらいで、そこまでに集めて皆さん方にお返しし、なおかつ呼ばないといけない人には通知しないといけないので、もう11日ぐらいで何とかお願いできれば。

○副委員長（齋藤一信）

20日にもう、意見を皆さんに11日までに出してもろうて、それを踏まえて皆さんこれでいこうかってなって、20日にはもう参考人を呼ぶような段取りですか。

◎事務局長（長野浩一）

そこを一遍決めていただいたほうがいいかなと。

○副委員長（齋藤一信）

もう始めりゃええが。

○委員長（原田てつよ）

年度内にしようと思ったらそれくらいにいかないと、ペース的に。

○委員（大月隆司）

その辺のスケジュール感の部分は、正副委員長でしっかり構想を練っていただいて提示をしていただいて、それにそれぞれの委員さんが合わせていって乗っかっていくという形のほうが多分いいと思うので、しっかりその辺は。正副委員長に一任しますので。

○副委員長（齋藤一信）

本当は今日その意見をもろうて、次に呼ぼうとしとったんで、ちょっと考えます、委員長と。

○委員（大月隆司）

時間もあるので。その組立ては私たちじゃできないので、組立ての部分をしっかり、もらった意見を基に組立てをしていただいてやっていただくと。

○副委員長（齋藤一信）

じゃけん、11日までに委員長、材料をもらって早急に組み立てて、20日にもう呼ぶような、20日に呼ぶかどうかは先方の都合があるので、ちょっとそれでまた調整して委員の皆さんに報告するというので、委員長、どうでしょうかね。

○委員長（原田てつよ）

そしたら、今副委員長の意見で、それと事務局の都合で、11日までに皆さんの意見をメールで事務局の長野局長宛てに送っていただければ、まとめてまた配信したいと思いますので、以上でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

そしたら、そのようにいたします。

それでは、以上で協議案件2，その他について終わります。

閉会に当たりまして、副委員長，御挨拶を。

○副委員長（齋藤一信）

お疲れさまでした。

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

それでは、農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時06分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により

ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する

調査特別委員長

原田てつよ